

事前評価の仕組み

新規事業については、下記要領に従い事前評価を実施します。

1. 全体概要

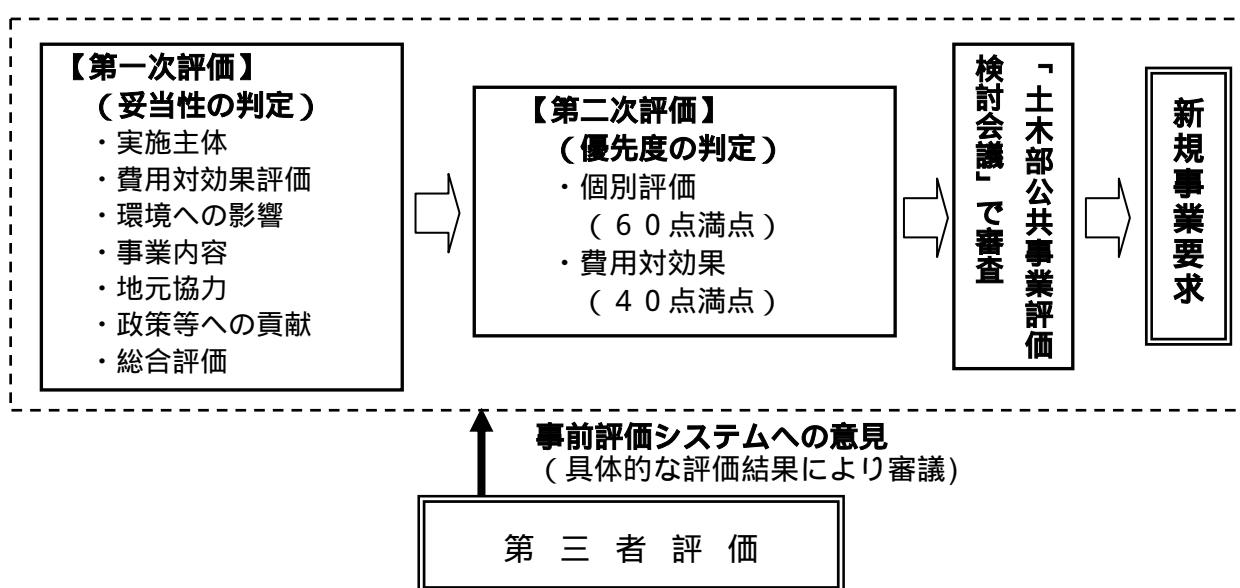
(1) 対象事業

新規に事業の執行を計画し、関係機関及び関係課に新規に要求する事業のうち、**総事業費 5 千万円以上の事業**
事業期間が複数年にわたる事業
を事前評価の対象とする。

ただし、下記事項に留意し、対象事業を選定するものとする。

- ・維持、管理にかかる業務は評価対象から除く

(2) 評価の流れ



(3) 評価の事業区分

事前評価は、下記の事業目的に位置づけられる 15 の事業種別ごとに実施する。
安全安心を支える県土づくり
交通・輸送基盤の整備及び交通対策の推進
快適な生活空間づくり

(4) 新規要求への反映

事業優先度は、第二次評価結果に基づき 3 ランク (A, B, C) に区分する。
なお、3 ランクの判定基準は下表のとおりとする。

新規要求への反映は、 の結果を基本とし、これに総合評価を加味しながら、総合的に判断する。

ランク	判定基準
A	事業化の優先度が非常に高い
B	事業化の優先度が高い
C	上記以外の事業

(5) 費用対効果指標 (B/C)

国土交通省から示されている費用対効果指標の対応マニュアルは下表のとおりである。

なお、費用対効果指標は、事業種別毎に評価手法が異なるため、事業種別間の相対的評価は行えない。

費用対効果指標 一覧

事業名	対応マニュアル	評価手法
街路事業	費用便益分析マニュアル	消費者余剰法
市街地整備事業	費用便益分析マニュアル	消費者余剰法
道路事業(改築)	費用便益分析マニュアル	消費者余剰法
水害対策河川整備事業	治水経済調査マニュアル	仮想評価法
地すべり対策事業	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル	仮想評価法
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル	仮想評価法

上表は、事前評価を実施し、平成19年度に新規採択された事業のうち、費用対効果指標の算定に使用した対応マニュアルを掲載している。

上表に記載されていない事業については、対応マニュアルがないため、費用対効果指標を算定していない。

2. 第一次評価の詳細

(1) 第一次評価の視点

第一次評価は、個別の地区・箇所の事業計画を対象に、事業を実施するにあたり妥当性を有しているかどうかを判断することを目的に行う。

(2) 評価項目

第一次評価の評価項目は、下表のとおりとする。

評価項目	第一次評価 (妥当性評価調書)	備考
実施主体	<ul style="list-style-type: none">・ 県が実施することの妥当性を評価・ 法令等で実施主体が県であることが定められている場合は、その法令名・趣旨を整理し、その他の場合は県が実施する理由を説明	

費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業(地区・箇所)が、費用以上の効果が期待できるよう設計されているかどうかを評価 費用便益比が一定水準(国の採択基準等)を超えていることを説明 	国の基準でその手法が確立していない場合は実施しない。(なお、県独自の手法があれば、参考として算出する。)
環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業(地区・箇所)の実施に伴い懸念される環境への影響に対して、予め適切な対処が講じられるよう計画されているかを評価 懸念事項を整理するとともに、対処方法を説明 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業(地区・箇所)が、求められているサービス水準の実現に向け、効果的・効率的な事業内容となっているかを評価 求められているサービス水準を説明するとともに、当サービス水準と事業内容(特に事業規模)との関係を説明 	
地元協力	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業(地区・箇所)の地権者や周辺住民の協力が得られているか評価 	
政策等への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 他の事業との連携効果や不利益の軽減が期待できる事業(地区・箇所)であるか、また、山形県の総合計画に貢献し得る事業(地区・箇所)であるかを評価 該当する事項について、その内容を説明 	
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> 上記全ての評価項目について妥当であると説明できる場合に、当該事業(地区・箇所)は実施するに当たっての妥当性を有しているものとする 再検討が必要な項目が一つでもある場合、着工までに問題点が解消することが期待できる場合についてのみ、条件付きの妥当とする 	

3. 第二次評価の詳細

(1) 個別評価

項目の考え方

専門的・技術的見地から個々の事業を判断し、次の4つの視点にグループ分けし、評価する。

- 必要性** (なぜ必要な事業なのか)
- 緊急性** (どのように緊急を要する事業なのか)
- 重要性** (どのように重要な事業なのか)
- 熟度** (事業の熟度はどうなっているか)

項目の設定

4つの視点からなる評価項目を計20項目設定する。それぞれのグループ毎の項目数は統一事業毎に設定する。

配点方法及び換算方法

上記20項目について、原則として3点から0点まで4段階の評価指標を設定し、満点を60点とする。

(2)費用対効果評価

事業毎の算定手法

国土交通省から示されている対応マニュアル等に従い、事業ごとに算定する。

考え方

国庫補助事業(全国ベース)の新規採択時評価の際に示された費用対効果及び過年度における県の事前評価の際に示された費用対効果の事業毎の平均値を当該事業の中位と考える。

配点の考え方

満点は40点とし、上記の平均点に対しては、40点満点の20点を配点する。これを基準として、比例按分により対応する配点を決定する。

(3)上記により、二次評価の配点は下表のとおりとする。

個別評価	費用対効果評価	計
60点	40点	100点

(4)その他

費用対効果分析手法が国の基準で確立されていない場合は、費用対効果評価の40点を加えず、60点満点として評価を行う。ただし、県独自の手法がある場合は、参考として算出する。

事 業 種 別 一 覧

事 業 種 別	担当課・室	備 考（予算事業名）
安心安全を支える県土づくり		
河川事業	河川砂防課	水害対策河川整備事業費など
海岸事業	河川砂防課	海岸保全対策事業費など
砂防事業	砂防室	土砂災害対策事業費など
地すべり対策事業	砂防室	"
急傾斜地崩壊対策事業	砂防室	"
交通・輸送基盤の整備及び交通対策の推進		
道路事業（改築）	保全整備室	道路ネットワーク整備事業費など
道路事業（補修）	保全整備室	災害に強い道づくり事業費など
道路事業（交通安全）	保全整備室	地域力・基盤力向上道路整備事業費など
道路事業（雪寒）	保全整備室	雪に強いみちづくり事業費など
港湾事業	空港港湾室	港湾物流基盤整備事業費など
快適な生活空間づくり		
市街地整備事業	都市計画課 建築住宅課	居住環境整備事業費など
街路事業	都市計画課	都市内街路ネットワーク整備事業費など
公園緑地等整備事業	都市計画課	都市公園活用推進事業費など
下水道事業	下水道室	流域下水道整備事業費など
県営住宅建替改善事業	建築住宅課	県営住宅耐震等対策事業費など

「空港事業」「共同溝事業」は、新規事業が計画された時点で考慮する。